

人類に 奉仕する ロータリ-

ジョン・ジャーム 国際ロータリー2016-17年度会長 第2510地区 第11グループ

2016~2017年度 会長 五十嵐 正

2016~2017

広めようロータリーを・前進のために

第2887回

3月28日(火)

●例会場/ホテル函館ロイヤル TEL(0138)26-8181(代)

○例会目/毎週火曜日 12:30~13:30

事務所/ニチロビル4F TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
 会長/五十嵐正 ●副会長/吉川達也 ●会長エレクト/山谷譲治
 幹事/石畑弘樹 ●副幹事/田中治
 友好クラブ/長崎東ロータリークラブ

本日のプログラム

「道南の高速道路について| 函館市土木部新外環状道路整備推進室 主查 石田 明義氏

次週のプログラム 4月4日(火)

「自己紹介並びにシンガポールの魅力について」 新会員卓話 岩山 明弘会員

第2886回例会 2017年3月21日(火) 天候

- **■ロータリーソング** それでこそロータリー
- ■司 会 五十嵐 正 会長
- ■ビジター 函館北RC 松橋 博氏 七飯RC 山内 一男氏

■会長報告

1、吉田昇氏が再入会承認となり、4月よりメンバーと して復帰いたします。

■委員会報告

1、職業奉仕委員会(移動例会のご案内)

■幹事報告

1、4月4日の理事会に案件のある委員会は3月31日まで に事務局へFAXかメールで提出して下さい。

2、他クラブ情報 3月29日(水)函館北RC、3月30日 (木)函館RC共に自主休会に変更です。

「税金の種類や確定申告のお話」

池垣 信一会員

1 税金はなぜとられるのか?

われわれ国民は国や地方公 共団体より公的サービスを提 供される。その便益の対価と して税金を支払うという考え 方などがあります。



わが国では、憲法30条により、「国民は法律の 定めるところにより納税の義務を負う」と納税の 義務が規定されています。

2 税金の役割とは?

- ①道路、水道、警察、消防、教育など公共サービ スの提供のため。
- ②所得の再分配機能…経済格差の是正のため富ん でいる人からそうでない人へ所得を分配するため。
- ③景気の自動安定化機能…好景気時には増税し景 気の過熱を防ぎ、不景気時に減税して所得を増 やして景気を刺激するため。

3 税収の内訳

平成28年度予算ベース(歳入総額96兆7,218億円) のうち、租税収入は57兆6,040億円(59.6%)で、 公債費収入(国の借金)は34兆4,320億円(35.6%)

租税収入の内、所得にかかる税金(所得税、法人 税等)は30兆2,080億円で消費税は17兆9,750億円 です。

月間テーマ 水と衛生月間

ちなみに社会保障関係の支出が31兆9,738億円の 予算で消費税では賄いきれないため、増税論議が おこなわれました。(消費税率10%は延期されました。)

4 税金の種類

所得にかかる税金は、国税は所得税、法人税、 復興特別所得税及び復興特別法人税があります。 また、地方税は個人住民税、個人事業税、法人住 民税、法人事業税などがあります。

財産にかかる税金は、国税は相続税・贈与税な どがあります。

地方税は、固定資産税、自動車税、軽自動車税 などがあります。

消費にかかる税金は、国税は消費税、酒税。た ばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税。 石油石炭税、関税などがあります。一方地方税は、 地方消費税、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入 湯税などがあります。

流通にかかる税金は、国税は登録免許税、印紙 税、自動車重量税、とん税、特別とん税などがあ ります。一方地方税には不動産取得税があります。

5 所得税について

所得税の確定申告は、個人が1年間に生じたすべ ての所得金額を計算し所得税を確定し、申告書を 税務署に提出して所得税を精算する手続きのこと をいいます。

①所得の種類

利子所得・配当所得・事業所得・不動産所得・ 給与所得・退職所得・譲渡所得・山林所得・ 一時所得・雑所得

②所得税の税率(平成27年分より)

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超330万円以下	10%
330万円超695万円以下	20%
695万円超900万円以下	23%
900万円超1800万円以下	33%
1800万円超4000万円以下	40%
4000万円超	45%

さらに、平成25年から平成49年までの25年間 は上記所得税のほかに「復興特別所得税」とし て所得税額の2.1%が上乗せ課税されています。

③所得から差し引かれる金額(所得控除)

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄付金控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除

④青色申告と白色申告

所得税は、納税者が自主的に所得税額を計算して、税務署に申告する申告納税制度がとられています。それに対し、課税庁が税額を決定するのが賦課納税制度といわれます。

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる 業務を営んでいる人で税務署長の承認を受けて いる場合には、青色申告をすることができます。 それ以外の人は白色申告をすることになります。

青色申告は、原則として、正規の簿記の原則に従い必要な帳簿に記録しなければならないとされています。青色申告を選択することにより、もっぱら納税者の事業に従事している親族に対して支払った給与が必要経費になります(事業専従者給与といいます)。また、青色申告特別控除といった所得計算上有利な控除が使うことができます。

6 相続税について

①相続税のしくみ

相続税は、死亡した人の財産を相続した時や 遺言によって財産を取得した時に納める税金です。 亡くなられた人を被相続人、相続によって財 産を受け継いだ人を相続人といいます。

②相続税の申告までのスケジュール

被相続人が亡くなった日(相続開始日といいます)から10か月以内に申告する必要があります。また、相続開始日から3か月以内に相続財産がマイナスの場合(負債が多い)は家庭裁判所に申述することにより相続の放棄をすることができます。

③相続財産となるもの

相続税のかかる財産には、被相続人が相続開始日に所有していた現金・預貯金、株式、公社債、貸付信託、土地・建物、事業用財産、家庭用財産、ゴルフ会員権など一切の財産が含まれます。

そのほかに、被相続人の死亡に伴って支払われる退職金や生命保険金などは、本来の被相続人の相続財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産とみなされます。

また、相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続財産に加算されます。

④相続時のトラブルを回避するために

相続税がかかる・かからないにかかわらず、

■ニコニコボックス -

五十嵐正会長、石畑弘樹幹事 池垣会員 本日の会員卓 話よろしくお願いします。

長谷川会員 春ですね!

■出席報告

- ・3月21日(火)46名中出席32名(免除2名)
- ・3月7日(火)72.73%

嶋田法律事務所

平井 喜一 会員 新川町18-12 電話 23-4834 相続は争続といわれるようにトラブルが多く生じます。トラブル回避のために遺言書の作成をお勧めします。

遺言書には、①公正証書遺言②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言などがあります。

7 消費税について

①消費税のしくみ

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価額に含まれた消費税と地方消費税を負担し、納税義務者である事業者が申告し納付します。

②消費税の納税義務者

事業者は、その年の前々年(基準期間といいます)の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務のある課税事業者となります。1,000万円以下の場合には、その年の課税売上高がいくらであっても消費税を納める義務はありません。

③消費税の計算

納付税額=売上にかかる消費税額-仕入れにかかる消費税額

これは、一般課税といわれるもので基準期間の 課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税 制度(みなし仕入率を用いる方法)を選択するこ とができます。

8 法人税について

①法人税の仕組み

法人税は法人の企業活動により得られる所得に対して課税される税金です。法人を内国法人と外国法人に区分しており、内国法人は、国内に本店又は主たる事務所を有する法人のことで、外国法人とは、それ以外の法人です。

②法人税と地方税

法人税は国税ですが、法人税が計算されると 法人税額をもとに法人道民税及び法人市民税が 計算されます。また、法人税の課税所得をもと に法人事業税所得割が計算されます。

③法人税の計算

法人税は、その法人の事業期間内に生じた所 得金額に税率を乗じて計算します。

企業会計は株主・債権者などに企業の財産状態と経営成績を示すものであるのに対し、法人税法は、税負担の公平性・中立性を確保することを目的としているので完全に一致する者でありません。

そこで、企業会計による決算利益をもとに税 務調整を行うことにより、税法上の所得金額を 計算しています。

市内他クラブ プログラム

 3月29日(水)
 函館北RC
 自主休会

 3月30日(木)
 函館RC
 自主休会

 3月31日(金)
 函館五稜郭RC
 自主休会

 4月3日(月)
 函館亀田RC
 卓

◆ テレフォンサービス 26-3170 ◆

何 成 光 商 事

堀 英二 会員 日吉町4-1-10 電話 51-3924